

平成 28 年 2 月 3 日

自家用有償旅客運送者 各位

自家用有償旅客運送の安全確保の徹底について

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものであります。このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命であります。

このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、安全対策及び事故防止の徹底をお願いします。

なお、徹底にあたっては特に下記により実施願います。

記

1. 運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
 - (2) 運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

担当：自動車技術安全部 保安・環境課 電話：045-211-7256
